

令和3年2月5日

阪南市地域交流館ご利用のみなさま

(阪南市地域交流館指定管理者)
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会

緊急事態宣言期間中の阪南市地域交流館利用対応について（期間継続）

いつも阪南市地域交流館をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

2月2日、国より「緊急事態宣言」の1か月延長が発出されたことを受け、阪南市より本施設指定管理者である本会へ、下記のとおり貸館の制限の継続要請がありました。

合わせて、利用料の還付手続きについて、阪南市と協議のうえ、本会として下記のとおり継続対応することになりました。

ご利用のみなさまには、期間中大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 開館時間の短縮について

(短縮期間) 令和3年1月17日(日曜日)～ 3月7日(日曜日)

※ 状況により変更することがあります。

(内 容) 夜間10時まで ⇒ 夜間8時まで

(2) 利用料の還付手続きの特例について

(利用日) 令和3年1月19日(火曜日)～ 3月7日(日曜日)

※ 状況により変更することがあります。

(申請期限) 利用日の3日前まで

(申請方法) 下記のどちらかで手続きをお願いします。

(ア) 窓口での書類手続き

(イ) 電話での手続き (ただし、3月31日(水曜日)までに返金のため
窓口で書類手続きが必要です。)

還付手続きについてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

なお、令和3年3月8日以降の対応については、通常通り3日前までに窓口での申請をお願いします。

【お問合せ】

(阪南市地域交流館指定管理者)
社会福祉法人阪南市社会福祉協議会
電 話 072-472-3333
F A X 072-471-7900